

# 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金改定のお知らせ

2018年4月1日より再商品化等料金(家電リサイクル料金)を改定いたしますので、特定家庭用機器再商品化法第20条第1項の規定に基づき公表いたします。

改定料金の適用について

1. 新料金は、次のいずれかを満たしているものに適用されます。
  - ① 家電リサイクル券の交付日（引取日）の欄の記載が、2018年3月末日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2018年4月1日以降のもの。
  - ② 家電リサイクル券の交付日（引取日）の欄の記載が、2018年3月末日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2018年5月1日以降のもの。これを図に示しますと次のようになります。

指定引取場所引渡日	家電リサイクル券（管理票）の交付日の欄の記載内容	
	2018年3月31日以前の日付のもの	2018年3月31日以前の日付以外のもの
2018年4月1日より 2018年4月30日まで	旧料金適用	新料金適用
2018年5月1日以降	新料金適用	

2. この料金は1台当たりであり、全国同一の料金です。
3. 上記料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

## 料金改定を行う特定製造業者等1社

### 株式会社ツナシマハウスウェア

品目	リサイクル料金	
	税抜	税込
洗濯機・衣類乾燥機	2,965円	3,202円